

「平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故」に関する
消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 30 年 7 月

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室

1. 制度の見直し

国土交通省では、エスカレーターの所有や管理者に対して、事故情報の速やかな伝達について周知されているところ、情報の入手状況や現状の取り組みについて御教示願いたい。

(実施状況)

エスカレーター事故の報告については、各種会議等を通じて、特定行政庁、エスカレーター保守事業者、建物管理者等に対して要請をしているところである。

平成 27 年 6 月 26 日付でご意見をいただいた制度面の見直しについては、(一社) 日本エレベーター協会において、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を踏まえて協会標準の改正を行っているところである。

2. 事業者への指導

国土交通省では、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表されてからのガイドラインの活用や取り組み状況等について御教示願いたい。

(実施状況)

平成 29 年 11 月 16 日、鉄道事業者向けに「エスカレーターの転落防止対策に対するガイドライン」に関する説明会を開催した。引き続き、各事業者に働きかけていきたい。

また、会誌「建築士」(2017 年 11 月号)、ベース設計資料 No.175 建築編 (2017 年後期版)、SUBWAY215 号 (2017 年 11 月) に解説を寄稿した。